

# 2017年 村尾事務所ニュース

村尾経営労務研究所・高松北部労務協会  
 特定行政書士・特定社会保険労務士・労務調査士®  
 高松市中央町8-10 TEL087-835-1477 FAX835-1496  
<http://muraio-company.sakura.ne.jp/>



- 官庁申請代行・人事労務 ～頑張る企業支援～
- 社保・労保・産廃・建設許可、入札指名願、経営審査  
各種助成金申請など官庁申請手続
  - 就業規則等諸規程の整備、人事・労務諸制度、給与計算
  - 労働紛争解決手続代理 ■ 行政不服申立、告訴、告発
  - 労務トラブル未然防止点検 ■ 監督署是正勧告対応

平成29年4月1日号

## 無期転換ルールへの対応

**労**働契約法の改正により、平成25年4月1日以後から開始される有期労働契約は、通算で5年を超えて反復更新された場合は、労働者の申し込みにより使用者が承諾したものとみなされ、無期の契約に転換することとなりました。

有期労働契約で働く人の約3割が、通算5年を超えて有期労働契約を反復更新している実態にあり、その下で生じる雇止めの不安の解消を法改正の趣旨としたものです。

有期労働契約とは、1年契約、6か月契約など期間の定めのある労働契約のことをいいます。パート、アルバイト、派遣社員、契約社員、嘱託など呼称にかかわらず、有期契約で働く人であれば、全て対象となります。

また、無期転換を申し込まないことを契約更新の条件とするなど、あらかじめ労働者に無期転換申込権を放棄させることは法的に無効と解されます。

有期労働契約は、使用者が更新を拒否したときは、契約期間の満了により雇用が終了します。これを「雇止め」といいますが、雇止めについては、一定の場合にこれを無効とする判例上の、ルール（雇止め法理）が確立

しており、労働契約法第19条にも次のように法定化されています。「客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないとき」は、雇止めが認められません。その場合は従前と同一の労働条件で、有期労働契約が更新されます。

法改正から5年となる来年4月以降は、無期転換の申し込みについてのトラブルが多発しそうです。従いまして、5年を超えて更新をしない場合は、あらかじめ5年目を迎える最後の更新契約で、更新後本契約で雇用を終了する旨を明確にしておいてください。

## 労働保険概算・確定計算申告

**4**月から労働保険概算・確定計算が始まります。前年度（4月～3月）の報告をいただいた給与・賞与で労災、雇用保険料を確定清算し、新年度の概算申告を行うものです。建設業の場合は、元請工事を報告していただき確定清算、概算申告をします。

※ 28年4月～29年3月までの各月の給与報告、建設元請完成工事及び年度継続工事の報告について未報告がございましたら、報告の件よろしくお願ひ申し上げます。あわせて、労災特別加入のご確認（人数、給付基礎日額）について未提出の場合はご報告をお願いいたします。

※ 4月1日現在64歳以上になる方は4月分から雇用保険料は免除になりますのでご注意ください。

## 平成29年4月からの保険料

※健保・介護は、3月分（4月支払い）からの控除。年金は、従来通り。（当方より案内済です。）  
 ※雇用保険料は、4月分から改定

保険料の種類	内容	全体	本人負担分	事業主負担分
健康保険	私傷病	102.4/1000	51.2/1000	51.2/1000
介護保険	40歳以上65歳未満	16.5/1000	8.25/1000	8.25/1000
厚生年金		181.82/1000	90.91/1000	90.91/1000
雇用保険	失業給付他	一般 9/1000	3/1000	6/1000
		建設 11/1000	4/1000	7/1000
		農水 12/1000	4/1000	8/1000
労災保険	業務・通勤災害	3～79/1000	0	3～79/1000